
參考資料

参考資料

1. 策定体制

(1) 体制図

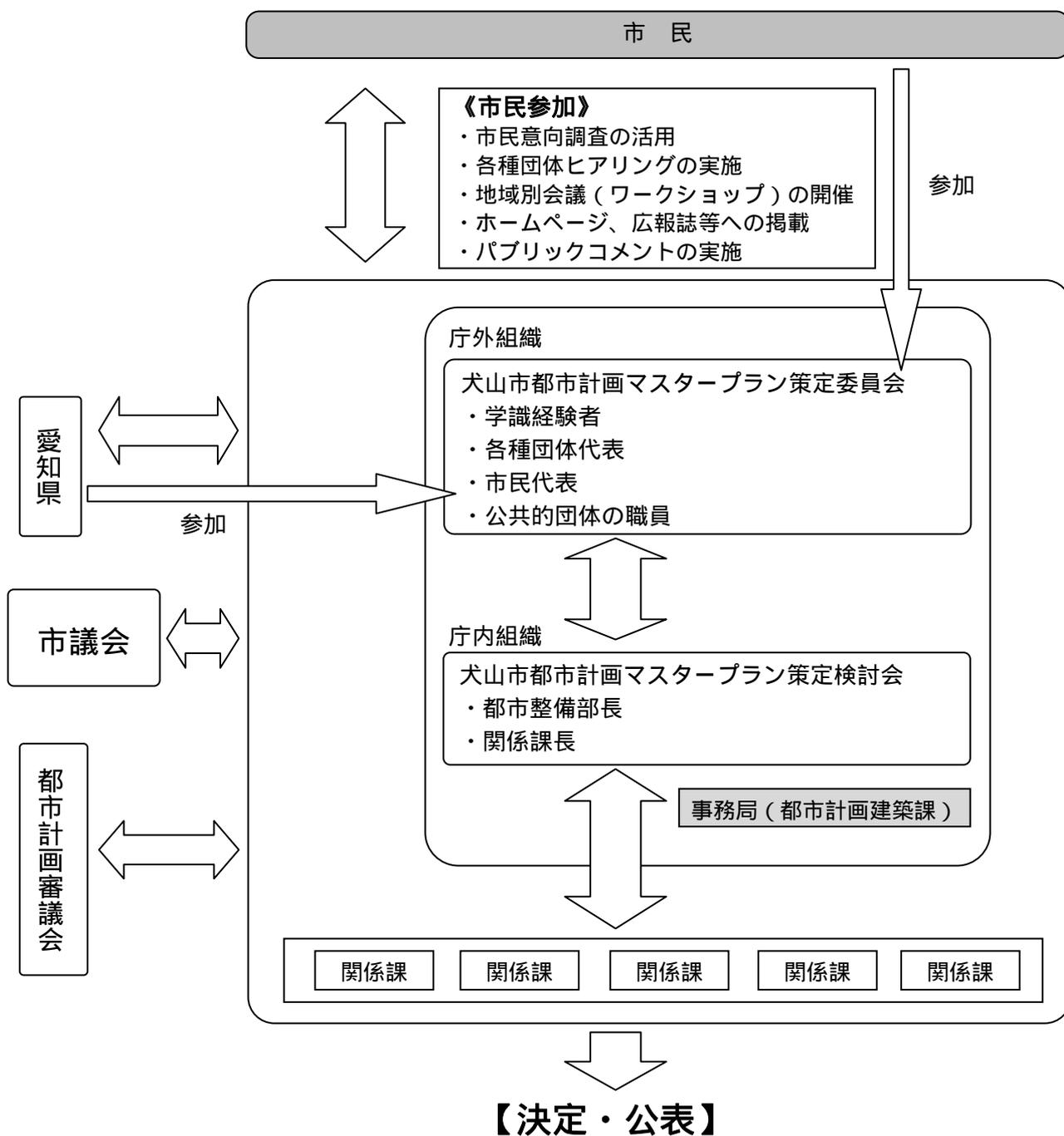
本計画策定における最上位の組織として犬山市都市計画マスタープラン策定委員会を、庁内におけるワーキンググループとして策定検討会を設置して策定を行いました。

〔策定委員会〕

学識経験者や各種団体代表、市民代表、公共的団体等により構成され、計画内容について協議・調整し、都市計画審議会に諮る計画案の作成を行う。

〔策定検討会〕

庁内の関係課等職員から構成され、計画案を検討・調整し、策定委員会へ提案を行う。



(2) 策定委員会

犬山市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に関し、専門的及び多角的な視点から検討を行うため、犬山市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び審議を行うものとする。

- (1) 都市整備の方針に関する事項
- (2) 将来都市像に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 各種団体の代表
- (3) 市民を代表する者
- (4) 公共的団体等の役員又は職員
- (5) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランの策定が終了する日までとする。

4 委員会に、会長及び副会長を置く。

5 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

6 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者から出席を求め、又は説明若しくは意見を求めることができる。

(検討会)

第5条 委員会は、第2条各号に掲げる事項に関し調査研究を行うため、犬山市都市計画マスタープラン策定検討会(以下「検討会」という。)を置くことができる。

2 検討会は、市長が定める者をもって組織する。

3 検討会に委員長及び委員長代理を置く。

4 委員長は都市整備部長、委員長代理は都市計画建築課長をもって充てる。

- 5 委員長は、会務を総理し、検討会の会議の議長となる。
- 6 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 検討会には特別な事項についての調査及び研究を行うための専門部会を置くことができる。
(事務局)

第6条 委員会の事務局は、都市整備部都市計画建築課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月2日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、犬山市都市計画マスタープランを公表した翌日からその効力を失う。

(都市計画マスタープラン策定幹事会設置要綱の廃止)

- 3 都市計画マスタープラン策定幹事会設置要綱(平成8年5月17日施行)は、廃止する。

犬山市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	機関・団体等	氏名	備考
学識経験者	岐阜大学 名誉教授 (平成21年度は、岐阜大学 地域科学部 教授)	竹内 伝史 【会長】	
	名古屋大学大学院 環境学研究科 准教授	村山 顕人 【副会長】	
	豊田都市交通研究所 研究員	三村 泰広	
各種団体代表	犬山商工会議所	坂野 秀生	〔推薦〕
	愛知北農業協同組合	亀井 誠二	〔推薦〕
	犬山市建築設計事務所協会	志萱 敬三	〔推薦〕
市民代表	犬山市男女共同参画市民会議	和田 本子	〔推薦〕
	本町通りまちづくり委員会	青木 豊和	〔推薦〕
	羽黒地区まちづくり委員会	丹羽 毅	〔推薦〕
	楽田地区まちづくり委員会	松山 優	〔推薦〕
	城東小学校区コミュニティ推進協議会	山内 一夫	〔推薦〕
	楽田地区コミュニティ推進協議会	原 正男	〔推薦〕
	羽黒地区等コミュニティ推進協議会	吉野 美英	〔推薦〕
公共的団体	愛知県建設部都市計画課長	柴田 伸治 堀田 信寿	(平成21年度) (平成22年度)
	愛知県一宮建設事務所 企画調整監	大津 正紀 山名 敏之	(平成21年度) (平成22年度)

(3) 策定検討会

犬山市都市計画マスタープラン策定検討会 委員名簿

(敬称略)

	所属・役職	氏名	
		平成21年度	平成22年度
委員長	都市整備部長	奥村 昭行	河村 清
委員長代理	都市計画建築課長	河村 清	山田 秀雄
委員	秘書企画課長	大西 正則	永井 恵三
	財政課長	武内 昭達	武内 昭達
	福祉課長	堀場 秀樹	堀場 秀樹
	建設課長	佐々 由高	稲垣 茂樹
	道路維持課長	今井 祐次	今井 祐次
	商工企業振興課長	小澤 正司	小澤 正司
	農林治水課長	小川 正博	小川 正博
	公園緑地課長	大澤春都詩	大澤春都詩
	防災安全課長	梅村 治男	梅村 治男
	下水道課長	稲垣 茂樹	日比野秀充
	消防本部 庶務課長	石田 雅夫	石田 雅夫
	社会教育課長	斉木 淳一	鈴木 良元
	歴史まちづくり課長	岡田 和明	中村 浩三

事務局 名簿

所 属	役職	氏名	
		平成21年度	平成22年度
都市整備部 都市計画建築課	課長	河村 清	山田 秀雄
	主幹	山田 秀雄	-
	課長補佐	大野木重之	大野木重之
	統括主査	井出 修平	井出 修平
		田崎 紘章	田崎 紘章
		原 慎也	原 慎也

協力機関：株式会社 国際開発コンサルタンツ 名古屋支店

(4) 地域別会議

「地域別会議」は、「犬山市都市計画マスタープラン」の「地域別構想」策定に関し、各地域のまちづくりの意見やアイデアなどを、地域住民の目線で提案していただくことを目的に開催した意見交換の場です。

町内会への回覧等を通じて「地域別会議」への参加を呼びかけたところ、多くの方々に参加していただくことができました。

(五十音順、敬称略)

地 域	氏 名
犬山地域 (10名)	安東 和章
	飯坂 正
	市川 隆司
	一瀬 謙二
	井上 明
	内村 英昭
	楠見 政則
	土屋 美次
	松浦 末次
	松山 千里

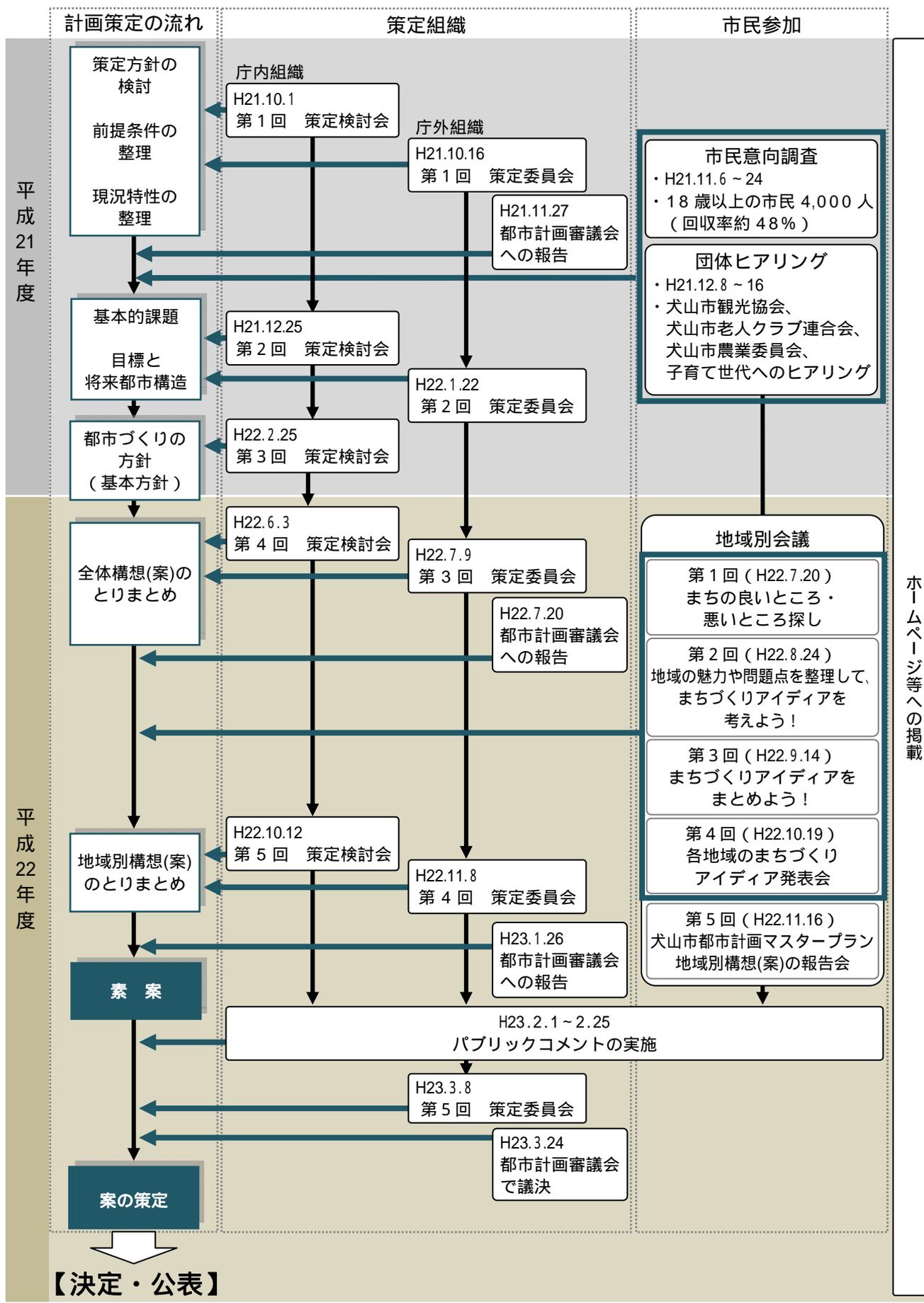
地 域	氏 名
城東地域 (7名)	内川五十六
	奥村 稔
	紀藤 昌仁
	酒向 一正
	長瀬 和正
	長瀬 孝弘
	松井 茂久

地 域	氏 名
羽黒地域 (9名)	井藤 秋男
	今枝 勇
	大島 千生
	齊木 良広
	齊木 良二
	津守 道夫
	永田 治康
	福富 數美
	宮地 瑛子

地 域	氏 名
楽田地域 (7名)	安藤 芳春
	一柳 俊憲
	伊藤 博信
	河村真知衣
	清水 建詞
	高矢 勝臣
	中園 卓爾

地 域	氏 名
池野地域 (5名)	小川 桂
	奥村 隆徳
	澤野 信明
	高橋 正己
	宮島 克弘

2. 策定経過



(1) 策定委員会

	開催日・場所	議 題	参加 人数
第1回	平成21年10月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市都市計画マスタープラン策定方針 ・資料の分析結果(前提条件の整理、犬山市の現況特性)について ・市民意向調査(アンケート調査)について 	委員 15名
	犬山市福祉会館4階 中ホール		事務局 11名
第2回	平成22年1月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会における指摘・対応について ・現行都市計画マスタープランの検証結果について ・市民意向調査結果(中間報告)について ・都市づくりの基本的課題について ・都市づくりの理念と目標、将来都市構造について 	委員 15名
	犬山市役所2階 会議室205		事務局 11名
第3回	平成22年7月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回策定委員会における指摘・対応について ・平成22年度スケジュールについて ・市民意向調査結果について ・全体構想(案)について ・地域別構想の策定方針(案)について 	委員 14名
	犬山市役所5階 会議室501・502		事務局 8名
第4回	平成22年11月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回策定委員会における指摘・対応について ・地域別構想(案)について 	委員 13名
	犬山市役所2階 会議室201・202・203		事務局 8名
第5回	平成23年3月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回策定委員会における指摘・対応等について ・パブリックコメント結果について ・犬山市都市計画マスタープラン(案)について ・各委員よりコメント・感想 	委員 12名
	犬山市役所2階 会議室205		事務局 8名

(2) 策定検討会

	開催日・場所	議 題	参加 人数
第1回	平成21年10月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市都市計画マスタープラン策定方針について ・資料の分析結果(前提条件の整理、現況特性)について ・市民意向調査(アンケート)について 	委員 15名
	犬山市役所4階 第1会議室		事務局 7名
第2回	平成21年12月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討会・委員会での指摘と対応について ・都市づくり上の基本的な課題について ・都市づくりの目標と将来都市構造について ・市民意向調査結果(中間報告)について ・現行都市計画マスタープランの検証について 	委員 14名
	犬山市役所2階 会議室205		事務局 7名
第3回	平成22年2月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討会・委員会での指摘と対応について ・団体ヒアリングの結果について ・都市整備の方針(骨子案)について 	委員 13名
	犬山市役所2階 会議室201・202		事務局 7名
第4回	平成22年6月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回検討会での指摘と対応について ・平成22年度スケジュールについて ・市民意向調査結果について ・全体構想(案)について ・地域別構想の策定方針(案)について 	委員 15名
	犬山市役所2階 会議室205		事務局 6名
第5回	平成22年10月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回策定検討会の意見・対応等について ・地域別構想(案)について 	委員 13名
	犬山市役所2階 会議室204		事務局 6名

(3) 団体ヒアリング調査

対象団体	開催日・場所	議 題	参加人数
犬山市観光協会	平成 21 年 12 月 8 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり上重要と考えられる観光資源の紹介 ・今後の観光振興策の予定とまちづくりへの要望について(駐車場確保、アクセス道路の整備、歩行者空間の確保、景観形成等) 	1 名
	犬山市役所 2 階 会議室 201		
犬山市老人クラブ 連合会	平成 21 年 12 月 10 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のバリアフリー上の問題・課題 ・高齢者にとって暮らしやすい都市環境(公共交通、都市機能)とは? ・犬山市において取り組むべき課題 	4 名
	犬山市役所 2 階 会議室 201		
犬山市農業委員会	平成 21 年 12 月 15 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の農業経営意向の高さ、農地転用の多いところ、少ないところ ・農地保全上の課題(法規制、農地転用許可の運用、人材確保等) ・市民参加による農地保全策の必要性、可能性(市民農園等) 	2 名
	犬山市役所 2 階 会議室 204		
子育て世代	平成 21 年 12 月 16 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のバリアフリー上の問題・課題(小さな子どもを持つ親の目線で) ・子育て世代が望む都市機能やまちづくりのあり方は? ・犬山市において取り組むべき課題 	20 名
	丸山地区学習等供用施設		

(4) 地域別会議

	開催日・場所	テーマ	参加人数
第 1 回	平成 22 年 7 月 20 日 (火)	まちの良いところ・悪いところ探し	35 名
	南部公民館(展示室 2・3)		
第 2 回	平成 22 年 8 月 24 日 (火)	地域の魅力や問題点を整理して、まちづくりアイデアを考えよう!	34 名
	南部公民館(展示室 2・3)		
第 3 回	平成 22 年 9 月 14 日 (火)	まちづくりアイデアをまとめよう!	29 名
	南部公民館(展示室 2・3)		
第 4 回	平成 22 年 10 月 19 日 (火)	各地域のまちづくりアイデア発表会	33 名
	南部公民館(展示室 2・3)		
第 5 回	平成 22 年 11 月 16 日 (火)	犬山市都市計画マスタープラン地域別構想(案)の報告会	29 名
	南部公民館(展示室 2・3)		

3. 市民参加

(1) 市民意向調査の結果(概要)

調査目的

都市計画マスタープランは、住民の意見を生かしながら、目指すべき将来の姿や都市づくり・都市計画の基本的な考え方を示すものです。

そこで、本計画の策定にあたっては、市民の率直な意見を反映させることが重要であるため、市民意向調査を実施することとしました。

調査項目

- ・回答者の属性(性別、年齢 等)
- ・犬山市の環境や日常生活に対する満足度、重要度、ニーズ得点
- ・今後のまちづくりの方向性 等

調査対象

- ・18歳以上の市民4,000人

調査方法

- ・郵送による配布、回収

調査時期

- ・調査票の発送：平成21年11月6日(金)
- ・回答期限：平成21年11月24日(火)

回収結果

- ・1938通

回収率

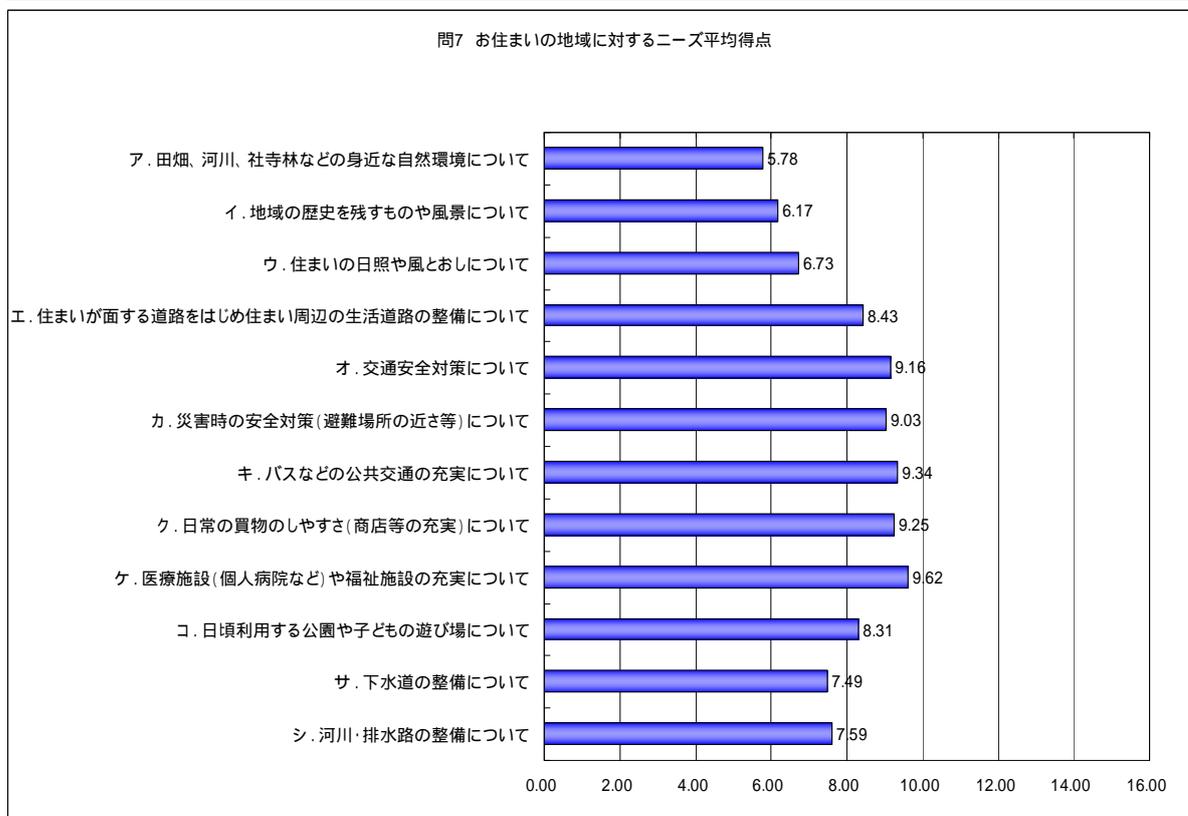
- ・約48%

結果概要(特徴的な全体集計結果)

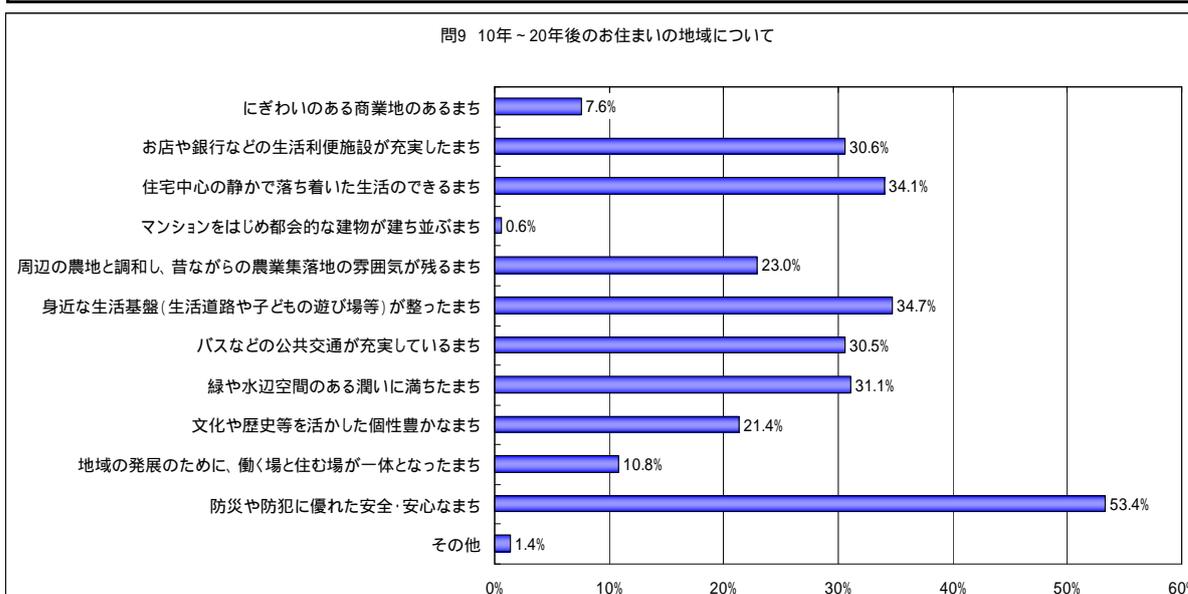
【暮らしの観点】

- ・暮らしという観点では、「医療施設や福祉施設の充実」、「日常の買い物のしやすさ」が望まれており、「それら施設が歩いて行ける範囲又は公共交通で行きやすいところに整ったまちで暮らしたい」という傾向がうかがえます。また、「避難場所等の充実」した「安全・安心なまち」や「身近な生活基盤(生活道路や子どもの遊び場等)が整ったまち」が望まれています。なお、今後大切に守っていきたいものなどとしては、「祭り」や「近所付き合い」が多く挙げられており、コミュニティの維持・活用が望まれていると考えられます。

問 7 居住地区の環境や日常生活に対する満足度と重要度から得点をつけた結果、「医療施設(個人病院など)や福祉施設の充実」(9.62pt)、「バスなどの公共交通の充実」(9.34pt)及び「日常の買物のしやすさ(商店等の充実)」(9.25pt)という順に必要性が高くなっています。

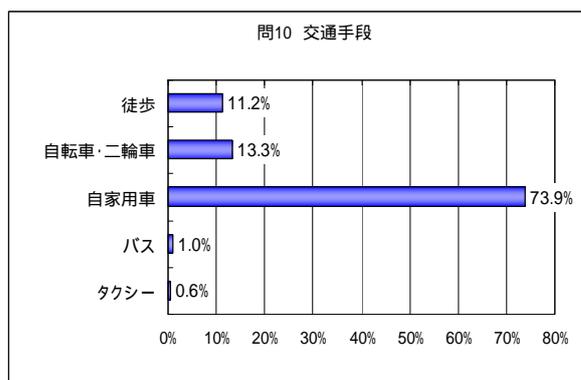
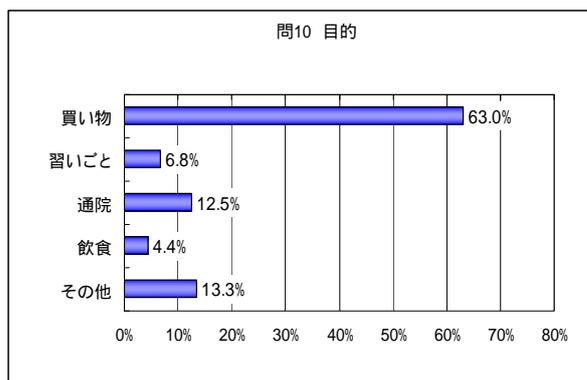


問 9 概ね 10 年～20 年後の居住区の望ましい姿について伺った結果、「防災や防犯に優れた安全・安心なまち」が約 53%で最も多く、次いで「身近な生活基盤(生活道路や子どもの遊び場等)が整ったまち」が約 35%、「住宅中心の静かで落ち着いた生活のできるまち」が約 34%となっています。



- ・よく行く施設（商業施設や病院等）は犬山駅周辺や五郎丸地区に多くみられますが、その交通手段は自家用車が最も多くなっており、現状と望まれている方向性との相違があることがうかがえます。

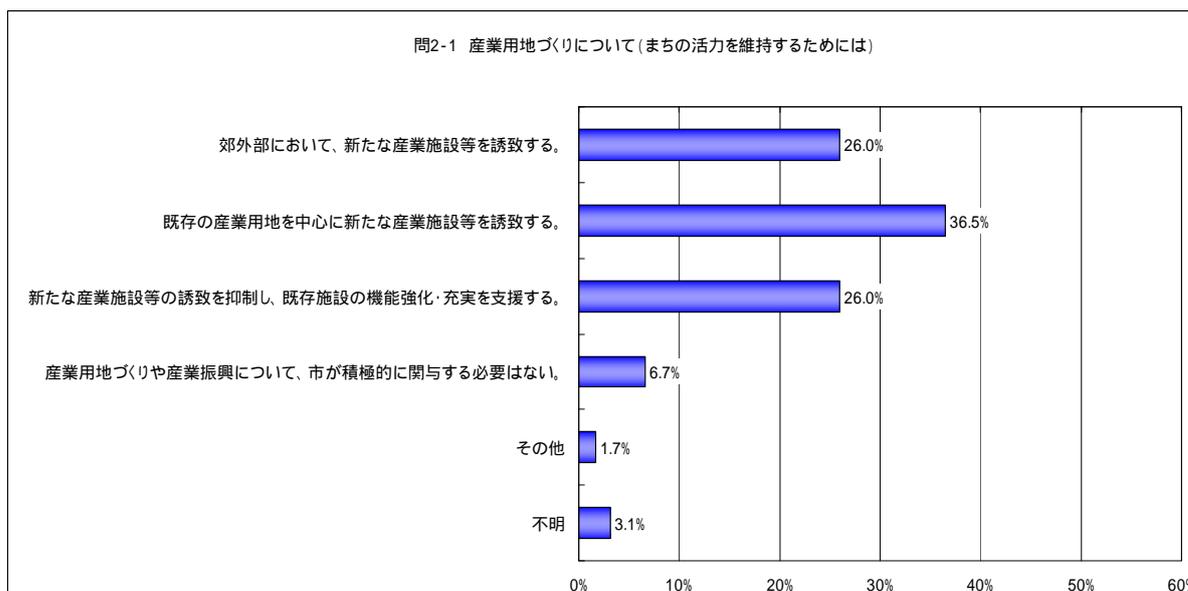
問 10 犬山市内で普段よく行くところについての「目的」及び「最も利用する交通手段」について伺った結果、目的については「買い物」、交通手段については「自家用車」が最も多くなっています。



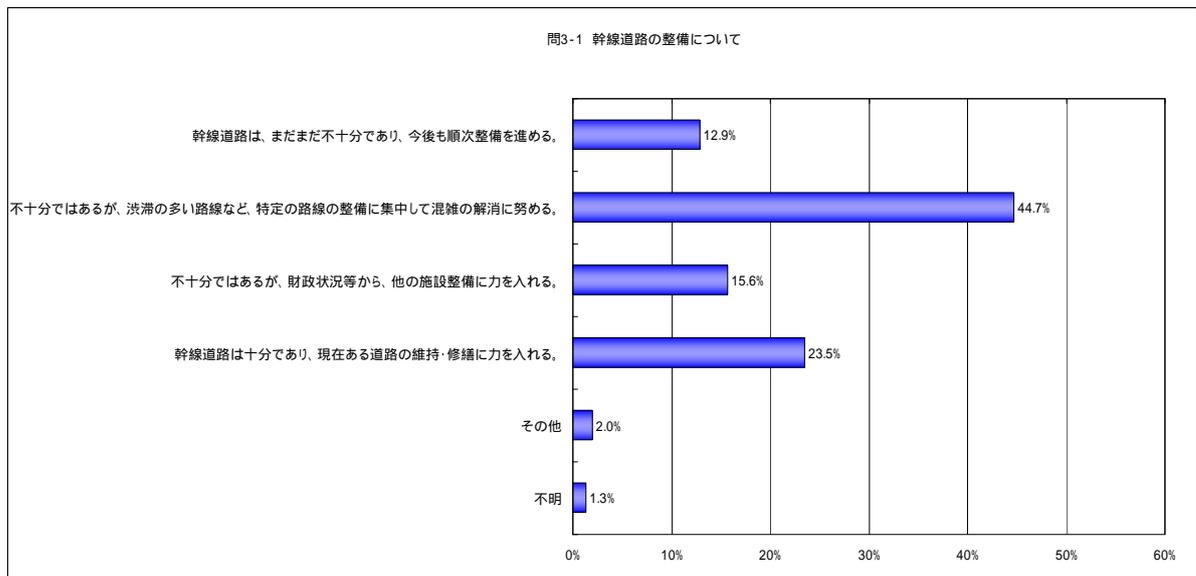
【産業の観点】

- ・産業という観点では、産業用地づくりについては「既存の産業用地を中心に新たな産業施設等を誘致する」といった回答が最も多く、幹線道路については「特定の路線の整備に集中して混雑の解消に努める」といった回答が最も多くなっています。

問 2-1 産業用地づくりについて(まちの活力を維持するためには)伺った結果、「既存の産業用地を中心に新たな産業施設等を誘致する」と回答した方が約 37%を占めています。次いで「郊外部において、新たな産業施設等を誘致する」と「新たな産業施設等の誘致を抑制し、既存施設の機能強化・充実を支援する」がそれぞれ 26%を占めています。



問3-1 幹線道路の整備について伺った結果、「不十分ではあるが、渋滞の多い路線など、特定の路線の整備に集中して混雑の解消に努める」と回答した方が約 45%を占めています。次いで「幹線道路は十分であり、現在ある道路の維持・修繕に力を入れる」が約 24%を占めています。



(2) 団体ヒアリングの結果 (概要)

調査目的

市民意向調査の結果 (市民個人のまちづくりに関する考えや要望等) を補完するとともに、特に都市計画・都市づくり上の課題へ対応したまちづくりに取り組む市民 (団体) の生の声を把握し、今後のまちづくりの方向性を探るため、団体ヒアリング調査を実施することとしました。

結果概要

団体名	犬山市観光協会
主 意	<p>重要な観光資源、観光振興の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光協会としては城下町エリアに力を注ぎたい。城下町全体を1つのテーマパークとしてとらえている。 木曽川沿いにサイクリングロードがあると最強の観光資源になると考える。 今後はリピーター確保が課題、そのための「おもてなしの心構え」の醸成が必要と感じている。 <p>まちづくりへの要望について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在観光客用の駐車場はキャッスルパークのみであり、すぐ満車になってしまう。名証グラウンドを活用できれば一番よいと考えている。 キャッスルパークへの動線計画 (人やバス・車の誘導計画、サイン計画) が大切である。 電線の地中化の効果は観光振興上非常に大きい (皆きれいになったと喜んでいる)。 野外民族博物館リトルワールド、博物館明治村、各務原市 (かかみがはら航空宇宙科学博物館、アクア・トト ぎふ等) をつなぐ周遊パスや周遊バスがあると面白いかも。
な 見	

団体名	犬山市老人クラブ連合会
主 意 見	<p>基盤施設の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬山市内は道路整備水準が低い。幹線道路の歩道整備を進めてほしい。 ・楽田地区では工業団地内の山の田公園しかなく、公園が不足している。 <p>まちの活性化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型店と共存する個店を存続させる工夫を考えることが必要である。 ・工業振興を図ること。歴史を大切にすることが重要。 ・城下町では、空き店舗等を活用した面的な賑わいづくりが必要。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスが使いにくい。運行ルート、運行スケジュールを見直してほしい。

団体名	犬山市農業委員会
主 意 見	<p>農地保全上の問題・課題等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域内の農地は是非守っていききたい。食料自給率を上げる意味からも農地保全は大切である。 ・一団のまとまりある農地については、積極的に保全していくべきと考える。 ・兼業農家、高齢化に伴う担い手不足をいかに解消していくかが今後の課題と考える。また、大規模農家への集約化を進めていきたい。 ・優良農地内の遊休農地の解消にも努めていきたい。 <p>市街化区域内の農地のあり方、市民農園の可能性等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地内の農地所有者は、自家消費分の農地だけは維持していきたいと考える人が多く、開発したくてもできない(手放さない人が多い)ように思われる。 ・農業委員会としては、費用が多くかかるわけではないので、積極的に市民農園の設置を進めていけばよいと考えている。 ・設置場所はやはり市街地内の方がよいのではないかと。郊外にある耕作放棄地を活用しても、そこまで行くのが大変で、うまくいかないような気がする。 <p>その他(今後のまちづくりへの要望等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の本市のまちづくり・産業振興にあたっては農・商・工のバランスを確保していくことが大切であると考えている。

団体名	子育て世代
主 意 見	<p>道路・公園の問題・課題等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な道路で歩道がないと危なくてベビーカーが引けないので、整備してほしい。 ・公園も充実させてほしい。 <p>公共交通のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅利用者に対して、レンタルベビーカーやレンタル自転車が利用できれば便利だと思う。 ・コミュニティバスの運行本数やルートを充実させてほしい。 ・自転車やベビーカーをバスの後ろに乗せられるようにすれば利用が増えるのではないか。 ・子育て世代や高齢者はタクシーで出掛けることもあるため、市がタクシー会社と契約したらどうか。 <p>商業施設の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イトーヨーカドーがなくなると不便である。絶対残してほしい。駅近くに店舗があると便利である。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さい子ども達が交流できる施設がほしい。身近なところで利用でき、安全に遊べる屋内施設がほしい。

結果まとめ

- ・観光協会としては城下町地区に力を注ぐことを考えており、そのため城下町地区における新たな駐車場の確保や動線計画の検討の必要性等の意見が出されました。また、木曽川沿いのサイクリングロードの整備や市外も含めた周遊バスや周遊バスの導入についての意見も出されました。
- ・農業委員会では、一団のまとまりある農地の保全、担い手不足・遊休農地の解消、市民農園の設置等についての意見が出されました。
- ・老人クラブ連合会や子育て世代では、安全・安心が確保された歩道や公園の整備、身近な店舗の必要性、コミュニティバス等の公共交通の充実等についての意見が出されました。

開催日、開催場所、議題等については、P.173 に記載してあります。

(3) 地域別会議の結果(概要)

犬山地域	
まちづくり目標	『夢多きまち犬山』 ゆったり楽しく歩ける安全・安心なまち 地域の歴史・文化や人のつながりが守られ暮らしやすいまち 住みたい訪れたいくなるまち 地域の・本市の玄関口(3つの駅)にふさわしいにぎわいと活力あるまち

城東地域	
まちづくり目標	若者が住みたいくなる、誇りに思えるまち 豊かな自然と住みやすさが調和しながら新たな活力・にぎわいが育まれるまち

羽黒地域	
まちづくり目標	水に親しみ、地域の歴史・文化を歩いてめぐれるまち みんなが健康で元気に暮らせるまち 駅の周辺に暮らしに必要な魅力ある機能が集まるまち

楽田地域	
まちづくり目標	地域の豊かな歴史・自然に触れあえる歩いて楽しめるまち 駅周辺に便利で快適な生活を支える施設が整ったまち

池野地域	
まちづくり目標	緑と水辺を元気に気持ち良く歩けるまち

- ここに記載してある「まちづくり目標」は、地域別会議での意見をそのまま反映させたものであり、本編の地域別構想等に記載している最終的なまちづくり目標とは若干異なります。
- 開催日、開催場所、テーマ等については、P.173に記載してあります。

4 . パブリックコメントの結果

(1) パブリックコメント実施方法

犬山市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、下記の方法により、パブリックコメントを実施した。

1 意見募集の対象

「犬山市都市計画マスタープラン」(素案)

2 募集期間

平成23年2月1日(火)～平成23年2月25日(金)

3 パブリックコメント実施の周知方法

- ・市ホームページに掲載
- ・広報2月15日号に掲載

4 素案の掲載(閲覧)場所

- ・都市計画建築課(本庁舎2階)
- ・各出張所

5 意見の提出方法

意見については、住所と氏名を記載の上、以下の方法で提出(様式は任意)。電話や口頭による意見の受付は行わない。

(1) 電子メールの場合

080100@city.inuyama.lg.jp へ送付。

(2) ファックスの場合

fax 0568-44-0366(犬山市 都市計画建築課)へ送付。

(3) 郵送の場合

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地 犬山市 都市計画建築課」へ送付。

(4) 窓口へ提出の場合

犬山市 都市計画建築課もしくは各出張所へ直接提出。

6 意見の取扱い

寄せられた意見については、後日、市の考え方を示して、市ホームページ等で公表。その際、住所、氏名などの個人情報を除いて、意見の内容を公表。意見への個別の回答は行わない。

(2) 提出された意見の概要と市の考え方

提出された意見の概要	市の考え方
<p>P.152 楽田地域の<目標実現に向けたまちづくりの方針>に、「基盤未整備市街地での都市的低・未利用地の宅地化を促進するとともに、自動車の速度抑制や地区内への過度な進入の抑制に配慮しながら、狭あい道路等の生活道路の整備・改善を進めます。」とあるが、狭あい道路の整備は、各地域の共通の課題である。</p> <p>狭あい道路の整備が進むと、緊急時の消防・救急活動の円滑化、福祉活動の向上や日照、通風の確保による住環境の改善等の問題が解決するが、事業の推進には、事業費の圧縮とともに、地権者等の関係者の協力が不可欠である。</p> <p>事業促進には、市は事業の必要性について住民に啓発・誘導を図るとともに、用地取得の手法と整備後の管理分担の見直しが必須であり、先行自治体を調査して条例・要綱等の整備が必要であると思われる。</p>	<p>都市計画マスタープランの実現に向け、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>ご意見を踏まえ、「基盤未整備市街地での都市的低・未利用地の宅地化を促進するとともに、自動車の速度抑制や地区内への過度な進入の抑制に配慮しながら、<u>地権者等の関係者の協力を得て</u>、狭あい道路等の生活道路の整備・改善を進めます。」と修正し(P.108、128、136、144、152、160)、狭あい道路の整備手法について検討を図ります。</p>

5 . 用語説明

【あ行】

アクセス利便性

目的地への到達のしやすさ。

インフラ

道路、鉄道、公園、下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設。インフラストラクチャー（infrastructure）の略。

ウォーキング・トレイル事業

国土交通省の補助事業で、国民の歩くニーズに応え、歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを図るため、生活者がゆとりとうるおいの実感できる質の高い歩行空間を形成することを目的とするもの。本市においては、五条川の桜並木という資源を活用し、堤防に明るく歩きやすい遊歩道を整備することにより、防犯対策や通勤・通学路の確保、災害発生時の避難路の確保等を図る。

駅そば居住

本計画では、公共交通の便がよい駅徒歩圏内（駅そば）に住む生活スタイルをさす。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

【か行】

街区公園

都市公園のひとつで、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とした公園。

幹線道路

都市の骨格を形成し、都市内の主要な交通発生源を相互に結び、大量の交通を効率的に処理する機能を担う道路。

キス&ライド

鉄道を利用する場合に駅まで自家用車で送迎してもらう方法。

既存ストック

本計画では、これまでに整備された都市基盤、建築物等の蓄積をさす。

給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅も含まれる。

狭あい道路

緊急車両の通行や防災上支障となる、幅員が4 mに満たない狭い道路。

供給処理施設等

本計画では、都市計画法第11条第1項第3号に掲げる水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設または処理施設、及び同条同項第7号に掲げる市場、と畜場、火葬場等をさす。

近隣公園

都市公園のひとつで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした公園。

区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画法により市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

区画道路

街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入り交通を処理又は街区や宅地の外郭を形成する日常生活に密着した道路。

グロス人口

都市計画基礎調査の調査区（小ゾーン）ごとの人口を当該ゾーン面積で除したものの。

広域交通体系

本計画では、高規格幹線道路、地域広域規格道路、鉄道、空港等により構成され、広い範囲の移動を目的とした交通体系をさす。

公園誘致圏

公園の適正な配置の目安として、公園の種別ごとに利用する住民の範囲を規定するものであり、都市公園法運用指針では、街区公園半径250m、近隣公園半径500m、地区公園半径1kmが参考として規定されている。

工業系市街地

本計画では、工業地を主体とした市街地をさす。

工業系用途地域

本市で定められている用途地域のうち、準工業地域、工業地域、工業専用地域をさす。

工業団地造成事業

開発区域内において、製造工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設を整備すること。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を作付けしていない土地のうち、この数年の間に再び作付けする考えのない土地。

交通安全施設

道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設。道路標識、区画線（ライン）、立体横断施設（横断歩道橋等）、防護柵（ガードレール、ガードパイプ等）、道路照明、視線誘導標、道路反射鏡、視覚障がい者誘導用ブロック等。

交通空白地域

本計画では、バスや鉄道などが整備されておらず、自家用車以外での移動が非常に困難である地域をさす。

交通結節点

異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。

交通弱者

高齢者、子ども、身体障がい者等移動を制約される人。

コミューター航空

客席数が100以下、又は最大離陸重量が50トン以下の航空機を使用する航空運送事業。

【さ行】

さくらねっと・うおーく

平成20年3月に本市が策定した構想で、恵まれた地域資源を生かしながら、日常の生活の中で「歩くこと」を通じて、健康づくりに取り組みつつ、地域の歴史・文化に触れ、自然と触れ合い、人々と触れ合うことができるよう、身近な歩行空間として「桜」をキーワードとした歩行者ネットワークの構築を図ることとしている。

市街化区域

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市街地

本計画では、人口や都市機能が集積した地域をさす。

住居系市街地

本計画では、住宅地を主体とした市街地をさす。

住居系用途地域

本市で定められている用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域のことをさす。

商業系用途地域

本市で定められている用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域のことをさす。

人口フレーム

本計画では、目標年次に目指す将来人口をさす。

親水空間

海岸、河川、池等で、人間が水辺に接することができる空間のこと。自然の水辺の他、特に水辺に安全に接することができるように護岸整備をしたものや、人工的に形成したせせらぎなども含まれる。

生活利便施設

本計画では、市民の日常生活を支える上で必要な施設で、具体的には理美容店やクリーニング店、郵便局や銀行、日常的な商品を扱う店舗（コンビニや食品スーパー）、医療・福祉施設等をさす。

製造品出荷額等

工業製品の製造と加工に関わる出荷額や賃料の収入、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額等の合計金額。

【た行】

地域高規格道路

高規格幹線道路（全国的な自動車交通網を形成する自動車専用道路）を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾等の広域交通拠点等と連結し、社会交流を支える規格の高い幹線道路。

地域コミュニティ

本計画では、一定地域において消費、生産、教育、衛生、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどで住民が相互に関わり合っている地域社会、あるいは町内会、小学校区単位での活動を含め、その様な住民によって構成される集団をさす。

地区計画

地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画。地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建築物の建て方のルール等を具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができる。

地区公園

都市公園のひとつで、主として地区（3～5の近隣単位が集合した地区）の利用に供することを目的とした公園。

中心市街地

本計画では、商業機能をはじめ多様な都市機能が集積し、まちの中心となる地区をさす。

特定都市河川流域

特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定するもの。特定都市河川とは、都市部を流れる河川で、その流域において著しい浸水被害が発生又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が指定するもの。

都市運営コスト

本計画では、都市機能を維持していく上で必要なすべての経費及び時間等をさす。

都市機能

都市において生活を営むうえで必要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「商業業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」等のほか、「自然機能」や「農業機能」も都市機能に含む。

都市基盤

道路、鉄道、公園、下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設に、宅地を加えたものの総称。

都市基盤施設

「インフラ」の項を参照。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。本市の場合は、市の全部の区域。

都市公園

都市計画施設である公園・緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園・緑地、又は国が設置する都市計画施設である公園・緑地。

都市的低・未利用地

本計画では、道路、鉄道、水面等の公共空間以外で、駐車場、農地等のように、宅地などの都市的土地利用のかたちで有効利用されていない土地をさす。

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ規定される土砂災害の恐れがある区域。

土地区画整理事業

公共施設が未整備な地域などにおいて、ある一定の区域を定めて、その区域内のそれぞれの土地から道路や公園などの公共施設用地や事業費に充当することにより、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を整備すること。

【な行】

農業基盤整備事業

土地改良事業のことであり、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善を目的とし、農用地の改良、開発、保全及び集団化を行う事業。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき規定される、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の合理的利用に寄与するために、長期にわたり農業の振興を図るべき地域。

農用地区域

農業振興地域の中で、今後相当長期にわたって農業を営む土地として、市が整備計画で定める区域。

【は行】

パーク&ライド

鉄道駅やバス停まで自家用車で行き、駅やバス停の周辺の駐車施設に駐車して公共交通に乗り換えて目的地に向かう移動方法。

バリアフリー

高齢者、障がい者が社会参加する上での障壁をなくすこと。

ヒートアイランド現象

都市部の地上気温が周辺部より高くなる現象。

ビオトープ

自然にある森や林、湖や池のように、いろいろな種類の生き物が、自分の力で生きていくことのできる自然環境を備えた場所。

非可住地

道路、鉄道、水面等人が住むことができない場所。

【ま行】

まちづくり三法

大規模店舗の出店に際して周辺的生活環境保持に配慮を求める「大規模小売店舗立地法」(大店立地法)、空洞化が進行する中心市街地の活性化を図る「中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(中心市街地活性化法)、まちづくりの観点から大規模店舗の立地規制等を可能にする「改正都市計画法」のこと。

まちなか居住

本計画では、都市の中心的な商業地の中など、公共交通や買物の便が非常によい場所(まちなか)に住む生活スタイルをさす。

町割り

計画的に土地を仕切ること。

水と緑のネットワーク

本計画では、都市内の水と緑をつなげることで、快適な都市の環境づくり、防災に役立つ連続した緑づくり、災害時の避難地・避難路の確保、多様な生物の生息・生息地の確保、身近なレクリエーションの場の確保などに寄与するものをさす。

面的整備

土地区画整理事業等、道路や公園などの公共施設と宅地の整備を総合的、一体的に行う整備の方法。

モータリゼーション

自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。

【や行】

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性などの増進を目的に、住宅地、商業地、工業地などの都市の主要な構成要素の配置及び密度について公共施設とのバランスに配慮しながら定められた土地利用の計画をもとに、土地利用の現況や動向を勘案して定められる。

ゆとり居住

本計画では、都市部ではなく、農地や里山等豊かな自然環境に囲まれた郊外部に住む生活スタイルをさす。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

【ら行】

立地ポテンシャル

本計画では、施設等が立地する潜在力、可能性をさす。

緑化協定

都市緑地法の第45条に規定される、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結し、地域の良好な環境を確保する制度。

ロードサイド型施設

本計画では、幹線道路等の交通量の多い道路の沿線において、自動車での利用が主たる集客方法である商業施設（飲食店やパチンコ店、カーディーラー、ホームセンター等の量販店等）をさす。